役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人日本青年館(以下「この法人」という。)の定款第12 条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な 事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、常務理事をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、常務理事以外の者をいう。
 - (4) 評議員とは、定款第9条に基づき置かれる者をいう。
 - (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
 - (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
 - 2 常勤役員の報酬は年額とする。非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、 定額を支払うことができる。
 - 3 常勤役員及び理事長の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給 することができる。
 - 4 評議員には、定款第 12 条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の常勤役員の報酬年額は別表第1「常勤役員の報酬年額」のとおりとし、 理事長が理事会、評議員会の承認を得て、決めるものとする。
 - 2 非常勤役員に対する報酬は別表2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
 - 3 常勤役員及び理事長に対する退職慰労金は、別表第3「常勤役員、理事長の退職 慰労金の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
 - 4 上記の退職慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任し

た者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

5 各評議員の報酬等は、定款第 12 条に定める金額の範囲内において別表第 4 に基づき支払うものとする。

(報酬の支給)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するもの とし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員にあっては、理事会出 席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融 機関口座に振り込むことができる。
 - 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した 費用については、別表5に基づきこれを請求のあった日から遅滞なく支払うものと し、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
 - 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員に準ずる。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1. この規程は、一般財団法人日本青年館の設立の登記の日(平成26年4月1日)から施行する。
- 2. 一部を改正し、2019年6月7日より施行する。

別表第1 常勤役員の報酬年額

・常務理事 1,200万円までの範囲内

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会等への出席など、必要の都度、会議手当として 一人一律13,000円×日数

別表第3 常勤役員及び理事長の退職慰労金の算出要領

- ・理事長 1年 800,000円×在職年数
- ・常務理事 1年1,600,000円×在職年数

別表第4 評議員の報酬

評議員会等への出席など、必要の都度、会議手当として 一人一律13,000円×日数

別表第5 役員及び評議員の費用弁償等

役員及び評議員が理事会、評議員会及び委員会、監査会に出席したときは、旅費を支給 する。旅費は航空運賃の実費、電車代、バス代、船賃等とする。